第十九条の四第二項中「、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「、六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」を「百分の六十七・五」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

第十九条の七第二項第一号イ中「、六月に支給する場合には百分の百五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十五）、十二月に支給する場合には百分の百七・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の五十」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十）、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

附則第十四項中「第十条の五第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第三条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
1	428,000円
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
1	358,000円
2	395,000
3	424,000

第七条第二項中「百分の百七十二・五」と」の下に「、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と」を加える。

第四条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第五条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
1	405,000円
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第八条第二項中「百分の九十五」と」の下に「、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」と」を、「百分の八十七・五」と」の下に「、「百分の百七・五」とあるのは「百分の九十」と」を加える。

第六条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十五」を「百分の九十五」に、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の百五」を「百分の百六・二五」に、「百分の八十七・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の九十」を「百分の八十八・七五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条、第四条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条及び第九条の規定　令和八年四月一日

二　附則第十条の規定　医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条から附則第四条までにおいて「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第四条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び附則第四条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（特定任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　令和七年四月一日（以下この条及び次条において「適用日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び改正後の給与法別表第十一に規定する指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。